



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 井 上 克 信
(コード番号 4041 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 小 沢 史 比 古
(TEL 03-3245-6240)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 140 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由（目的）

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条第 3 項を変更し、新たに附則第 1 条及び第 2 条を新設するものであります。
- (2) 株主の利便性の向上や保有自己株式の有効活用等を目的に単元未満株式の買増し制度を導入するため第 10 条を新設し、あわせて第 9 条に所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化に対応して機動的に経営体制を構築するとともに、事業年度における経営責任を一層明確にするため、現行定款第 22 条第 1 項を変更し、取締役の任期を現行の「2 年」から「1 年」に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第 8 条 (記載省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 (記載省略) 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数) 第 8 条 (現行どおり) 2. (削 除)
(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができ

<p>の権利を行使することができない。 (1)～(3) (記載省略) (新設)</p>	<p>ない。 (1)～(3) (現行どおり) <u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第 10 条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (記載省略)</p>	<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上